

京都東山ロータリークラブ内規

第1条 指名委員の選出

クラブ細則第1条第1節の指名委員会設置のため、理事会は指名委員選挙管理委員長および同委員若干名を委嘱する。すべての会員は指名委員選挙において選挙権をもつ。選挙は6名連記とし、不在投票は認めない。6名の指名委員を選出する選挙は毎年9月に行われるものとする。但し、最下位当選者が複数の場合、選挙管理委員長の指定する抽選により委員を決定する。

第2条 指名委員の資格

指名委員に選出される資格は、満5年以上当クラブに在籍したものとする。ただし4年以上の連続再任は認めない。

第3条 指名委員会の構成

選出された6名の委員に、直前会長、会長、会長エレクトを加えた合計9名で委員会を構成する。なお、幹事は、オブザーバーとして指名委員会が開催する会合に出席することができる。委員長は委員の互選とする。

第4条 指名委員会の任務

クラブ細則第1条第1節に加え、5名のクラブ戦略策定委員を選考する。

第5条 クラブ戦略策定委員会

この委員会は、効果的なクラブの要素に取り組む長期目標を立案し、長期目標を支える年次目標を設定する。

(a) 委員

直前会長・当年度会長・次年度会長・当年度幹事の他、指名委員会から選考された5名の会員を理事会の承認を経て9名で構成される。なお、5名の任期は留任を妨げないが毎年見直すこととする。ただし、留任は3年以内とする。委員長は選出された5名から当年度会長が指名するものとする。

(b) 任期

クラブ長期目標を策定し、前年度目標の検証、次年度目標の設定を行なう。

第6条 会長会

本クラブに元会長、直前会長、会長および会長エレクトをもって構成する会長会を設ける。会長は本会を召集し、直前会長がその議長をつとめる。本会の開催は毎年前期、後期に各1回定例とする。また会長あるいは理事会の要請があった場合および会長を除く本会の構成メンバーが3名以上開催理由を記載して会長に要請があった場合とする。本会の任務は会長あるいは理事会の要請のあった事項について協議又は諮問に答えることにある。

第7条 新会員の推薦

新会員の推薦については、会員候補者を熟知している2名の推薦者を必要とする。2名の推薦者はいずれも本クラブの会員でなければならない。推薦者は、候補者が入会したのちも将来にわたり当該会員の指導につとめるものとする。他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。

第8条 財務

- (a) 予算および決算を含む会計事務処理については、「会計処理要項」に準拠し行うこととする。
- (b) 本会の職務により生じる登録料、会費その他職務上当然負担すべき費用はクラブ会計より支出する。
- (c) ニコニコ箱の収入は別途に積み立て、原則として職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕、ローターアクト、インターアクトの各部門の奉仕活動の費用に充当する。
- (d) 京都東山RC基金（旧青少年育成奨学基金）は、一般会計より区分して管理するものとし、会員の自発的な拠金、理事会の議を経て繰り入れることを定めた臨時収入、決算に余剰金が生じた場合の繰入れ金、および基金の運用収益のうち使用されなかったものを原資として構成する。

第9条 例会役務代行順位

| | 第 1 位 | 第 2 位 | 第 3 位 |
|---------|-----------|-------------|---------------|
| 会 長 | 副 会 長 | 直 前 会 長 | 直 前 副 会 長 |
| 幹 事 | 副 幹 事 | 直 前 幹 事 | 直 前 副 幹 事 |
| 会 場 監 督 | 副 会 場 監 督 | 直 前 会 場 監 督 | 直 前 副 会 場 監 督 |

第10条 同好会

- (a) クラブ会員とその家族を含め同好の有志が参加し、相互の親睦を図ることを目的とする。
- (b) 年度当初に各同好会世話人とクラブ奉仕正副委員長が会合し、同好会名簿の作成、年間活

動計画案などを検討協議し、円滑な運営を図る。

(c) 随時、他のロータリークラブの趣味を同じくする同好会とも交流をもち、親睦の輪をより広げていく。

第11条 慶弔

(a) 会員および家族、パスト会長もしくはこれに準ずる者でかつて会員であった者並びに他のロータリークラブ等の慶弔に際し、本クラブより慶弔の意を表す方法は、あらかじめ理事会において取り決めておくものとする。それにのっとり、実際の運用は幹事の裁量に委ねる。

(b) 毎年8月のいずれかの例会を追悼例会とし、物故会員の追悼を行う。

(a)項の「慶弔の意を表す方法」に関する理事会の取り決め：

パスト会長およびこれに準ずる者でかつて会員であった者の弔事を表す方法としては、幹事の裁量によって、①逝去された方の氏名、逝去日時及び告別式日程等の会員への周知、および②本クラブ名での弔電や供花を行うことができる。

第12条 旅費規程

この規定は、京都東山ロータリークラブ会員が、その業務のため出張する場合における旅費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(a) 理事、役員、委員長（代理を含む）が、業務のために京都市以外に出張した場合には、理事会の承認を経て、実費相当額の運賃を旅費として支給することが出来る。

第13条 改正

本内規はクラブ理事会において、構成メンバーの3分の2の賛成投票によって改正することができる。改正案が決議された場合、理事会は、速やかに全会員に対し改正条項とその理由を周知徹底せしめなければならない。

(2021年4月改正)